

問 酒気帯び確認した際の記録事項について

(答) 令和4年4月1日から以下の事項について記録し、1年間保存する。

- (1) 確認者名
- (2) 運転者
- (3) 運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- (4) 確認の日時
- (5) 確認の方法
 - ア アルコール検知器の使用の有無（令和4年10月1日から）
 - イ 対面でない場合は具体的方法
- (6) 酒気帯びの有無
- (7) 指示事項
- (8) その他必要な事項

問 アルコール検知器は、どのような性能が必要か

(答) 酒気帯びの有無を音、色、数値等により確認できるものであれば足り、特段の性能上の要件は問わない。また、アルコール検知器は、アルコールを検知して、原動機が始動できないようにする機能を有するものを含む。

問 運転する度、毎回酒気帯び確認をしなければいけないのか

(答) 業務の開始前後の確認で足りる。

府令第9条の10第6号に定める「運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者」における「運転」とは、一連の業務としての運転をいうことから、同号に定める酒気帯びの有無の確認は、必ずしも個々の運転の直前又は直後にその都度行わなければならないものではなく、運転を含む業務の開始前や出勤時、及び終了後や退勤時に行うことで足りる。

問 対面による酒気帯びの確認ができない場合は、どうすればよいのか

(答) 運転者の酒気帯び確認の方法は対面が原則であるが、直行直帰の場合など対面での確認が困難な場合にはこれに準ずる適宜の方法で実施すればよい。

例えば、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させ、

- ① カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する。
- ② 携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法によって、安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる。
などの方法があげられる。

問 安全運転管理者以外の者が酒気帯び確認をすることはできるのか

(答) 確認することができる。

安全運転管理者の不在時など安全運転管理者による確認が困難である場合には、副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者に、酒気帯び確認を行わせることは差し支えない。また、同一の自動車の使用者が他の自動車の使用の本拠において安全運転管理者を選任しており、当該他の自動車の使用の本拠となる事業所（以下「他の事業所」という。）において運転者が運転を開始し、又は終了する場合には、他の事業所の安全運転管理者の立会いの下、運転者に他の事業所の安全運転管理者が有効に保持するアルコール検知器を使用させ、測定結果を電話その他の運転者と直接対話できる方法で所属する事業所の安全運転管理者に報告させたときは、酒気帯び確認を行ったものとして取り扱うことができる。